

小 溝 町 内 会 規 約

{ 制定：昭和 4 7 年
改正：平成 23 年 12 月 }

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は小溝町内会（以下「会」という。）と称する。

(区 域)

第 2 条 会の区域は、倉敷市中島 7 5 0 番地から 2 8 6 3 番地の区域、
ならびに西阿知町新田の 1 部(中島小学区に属する区域)とする。

(事務所)

第 3 条 会の事務所は、倉敷市中島 2 0 9 7 - 3 番地に置く。

(目 的)

第 4 条 会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、
良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) その他、会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 会員は、第 2 条の区域に住所を有する個人をもって構成する。

(会 費)

第 6 条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
い。

(入 会)

第 7 条 第 2 条に定める区域に住所を有する個人で会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- 1 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- 2 本人から退会届が会長に提出された場合
- 2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章

(役員の種類)

第9条 会に次の役員を置く。

- | | | |
|-----|-------|-------|
| (1) | 会 長 | 1 名 |
| (2) | 副 会 長 | 4 名 |
| (3) | 会 計 | 1 名 |
| (4) | 特別会計 | 1 名 |
| (5) | 監 事 | 2 名 |
| (6) | 部 長 | 6 名 |
| (7) | 副 部 長 | 1 5 名 |
| (8) | 公民館管理 | 1 名 |

(選出の方法)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

- 2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(任務分掌)

第11条 役員の任務分掌は、次のとおりとする。

- 1 会 長 会を代表し、会務を総括する。
- 2 副 会 長 会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、そ

の職務を代行する。

3 会 計 この会の会計を担当する。

4 特別会計 運動会、ソフトボール大会運営の会計を担当する。

5 監 事

(1) 会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

6 部 長 この会の各部を担当し職務に当たる。

7 副 部 長 部長を補佐し、部長事故ある時はその職務を代行する。

8 公民館管理 公民館利用等に関する事を担当し、職務に当たる。

(任 期)

第12条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総 会

(総会の種類)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後2箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者数及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から15日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の監理)

第30条 会の資産は、会長が監理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、倉敷市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第37条 会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承

諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得て、会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を得て、会長が別に定める。

第9章 規約運用

(運 用)

第41条 すべての運用規約は当分の間、旧小溝公民館協議会規約を優先するものとし、第31条、第37条、第38条は規約どおりとする。

附 則

- 1 第5条、第7条の個人は世帯と読み替える。
- 2 この規約は平成23年12月17日から施行する。